

郡山市給水装置業務の第三者委託事務取扱要綱

令和7年4月1日制定

[営業課]

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）が経営する水道事業の給水区域内に存在する給水装置の業務を水道法（以下「法」という。）第24条の3第1項及び水道法施行令（以下「施行令」という。）第9条第2号の規定による業務の第三者委託の事務取扱について必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱による第三者委託とは、事業管理者が経営する水道事業の給水区域内にある給水装置の管理に関する技術及び事務等に関する業務を委託するものである。ただし、事業管理者の責任のもとで行われている私法上の委託とは性格が異なる。

(水道管理業務受託者)

第3条 法第24条の3第6項の規定により、委託の範囲内において、水道管理業務受託者（以下「業務受託者」という。）を事業管理者とみなす。

2 法第24条の3第3項の規定により、業務受託者は、受託水道業務技術管理者（以下「受託技術管理者」という。）1人以上を置かなければならない。

(受託水道業務技術管理者)

第4条 前条第2項の規定により選任された受託技術管理者は、法第24条の3第6項の規定により、委託の範囲内において、事業管理者が選任した水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）とみなす。

2 受託技術管理者は、法第24条の3第5項に規定する資格を有する者とする。

(責務)

第5条 業務受託者は、事業管理者に代わり、給水区域内に存在する給水装置の設計審査から竣工検査、使用中の検査までの全てを実施しなければならない。

2 業務受託者は、法第39条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査を直接受けなければならない。

3 受託技術管理者は、技術管理者に代わり、法第19条第2項第3号に規定する事務に従事し、これらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。